

水俣市がんばる事業所補助金

※この事業は、国の「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用し実施しています。

中小企業者、小規模事業者の生産性向上や省エネルギーなどの取組を応援します。

持続的な経営の強化を目指し、人手不足やエネルギー価格の高騰等の諸課題の解決に、前向きに取り組む水俣市内の中小企業者及び小規模事業者に対して、生産性向上や省エネルギーに資する設備投資などの取組に要する経費の一部を補助します。

- ◇ **補助対象者** 水俣市内に主たる事業所を有する **中小企業者** 若しくは **小規模事業者**
※定義や対象となる業種は裏面を御覧ください。
- ◇ **補助対象経費** 機械設備・器具・備品の調達費用、予約・決済・勤怠管理・会計等のシステム導入や開発等に係る委託料、業務用アプリケーションソフトウェアやAI導入に係るライセンス費用及び使用料、改修等工事費 等
- ◇ **補助率及び補助上限額** 次の①、②のいずれかを選択してください。
 - ① 市内の事業者から調達する場合
補助率：補助対象経費の3分の2以内（税抜き。千円未満切捨て）
補助上限額： 100万円
 - ② 市外の事業者から調達する場合
補助率： 補助対象経費の2分の1以内（税抜き。千円未満切捨て）
補助上限額： 50万円

◇ 申請期間 ◇

令和8年4月27日（月）から **令和8年9月30日（水）17時まで**

※交付申請額が予算額に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了します。

◇ 申請方法など ◇

交付申請書に事業計画書、収支予算書のほか、必要な書類（添付書類）を添えて、水俣市経済観光戦略課に提出してください。詳しくは、水俣市ホームページに掲載の交付要綱、申請要領等を御確認ください。

※交付要綱は、経済観光戦略課、水俣市企業支援センター窓口でも入手可能です。

【主な添付書類】

- ・ 税の滞納のない証明書
- ・ 市内で事業を1年以上営んでいることがわかる資料
- ・ 補助対象経費の見積書の写し又はこれに代わるもの
- ※1件当たり税込100万円を超えるものについては2者以上の見積が必要です。
- ・ 補助対象経費の詳細がわかるカタログ等の写し

問合せ先・申請先

水俣市役所 経済観光戦略課 経済振興室 TEL：0966-61-1628

●受付時間 9：00～17：00（土曜・日曜・祝日を除く）

◇ 中小企業者、小規模事業者の定義

■ 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者をいいます。

製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

■ 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条各号の規定に該当する事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定された小規模企業者を含む）をいいます。

製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数が5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下

◇ 補助対象となる業種

日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）のうち、次に定める産業のいずれかに該当する業種とします。

製造業	食料品製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、その他の製造業
卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業
医療、福祉	医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業を除く）
サービス業（他に分類されないもの）	自動車整備業

◇ 補助金活用事例 各メニューの参考事例です。

①生産性向上の取組	②省エネルギーの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ ITツールの導入及び設備のICT化、IoT化 ○ 業務効率化のため機械設備の導入、受注管理システム・予約管理システムの導入 ○ 無人運搬車、清掃ロボット、配膳ロボット、自動食器洗浄機の導入 ○ 会計業務簡素化のためのクラウド会計ソフト導入 ○ 店舗改装・バリアフリー化工事 ○ 利用客向けトイレの改装工事 ○ 製造・販売強化のためのガス・水道・廃棄工事 ○ 作業導線改善のための作業スペース改修工事 ○ 働きやすい環境整備のための休憩室やトイレ等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー設備の導入・更新 ただし、次の要件を満たす設備を導入・更新すること <業務用品> 業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又はショーケース、LED照明器具等、トップランナー基準を満たす設備 <家電製品> 省エネ性能（多段階評価点が★4.0以上であること） ○ 電気代を抑制するための外壁等塗装工事

◇ 補助金交付の流れ

